平成２４年（フ）第２９２２号
大阪府守口市八雲西町２丁目５番５―601号
債務者　花村亜由美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀村佳奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０号
愛知県豊橋市東森岡１丁目７番地２　プレステージ天102号室、住民票上の住所愛知県豊橋市東森岡１丁目７番地２　102
債務者　早川　宗修
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３２号
長崎県諫早市久山町1434番地13　コーポカレン301号、前住所長崎県諫早市貝津町2669番地５
債務者　今井　直行
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５３３号
埼玉県草加市新里町922番地　グラース新里201号
債務者　田口　昌潤
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６１８号
愛知県春日井市八田町２丁目12番地１　市営上八田住宅Ａ棟109号、住民票上の住所津市観音寺町604番地82
債務者　田所　浩造
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　美苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０４号
札幌市手稲区新発寒４条３丁目11番15号
債務者　栗山　貞子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉本　和宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３２号
沖縄県那覇市繁多川４丁目11番49号
債務者　平良　　明
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤嶺　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３３号
沖縄県那覇市繁多川４丁目11番49号
債務者　平良　昭枝
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤嶺　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目１番地１
債務者　平良　　勉
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤嶺　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０５０号
横浜市南区南太田１丁目11番13―108号
債務者　阪本　孝康
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４５号
堺市南区新檜尾台３丁２番１―104号
債務者　角谷　　斉
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
山口市小郡上郷1288番地10
債務者　鶴丸　英幸
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
愛知県江南市東野町神上129番地パークシティ江南１番街613号
債務者　村瀬　善信
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７２９号
札幌市南区澄川３条５丁目２番５―205号
債務者　門馬　一士
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３０号
札幌市南区澄川３条５丁目２番５―205号
債務者　門馬かおり
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３４号
札幌市南区真駒内332番地514
債務者　佐々木和美（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７４号
北海道江別市萌えぎ野中央８番地の４
債務者　三瓶　　瞳
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部